

奈良県消費生活審議会の会議の公開の概要（案）

1 会議の公開又は非公開

奈良県消費生活審議会の会議は、次の事項を除き、原則として公開する。

なお、公開又は非公開について、個別具体的な判断を行う必要がある場合には、その都度、会議において判断を行うこととする。

	事 項	非公開理由
1	苦情の処理のあっせんのための会議（苦情処理部会の会議を含む。）	指針3のイ、県情報公開条例第7条第2号及び第3号該当
2	法令に違反する事業者への指導及び行政処分に関する協議（処分が未確定な段階のもの。）	指針3のイ、県情報公開条例第7条第2号、第3号及び第6号該当

2 会議開催の周知

(1) 会議開催の周知

会議を公開するに当たっては、指針5の本文に基づいて、会議の開催の周知をする。

(2) 周知事項

- ① 指針5のアからエまでを周知することとし、その様式については、庶務に一任する。
- ② 指針5のオ「その他必要な事項」については、必要な会議の場合において、会長に一任する。

3 公開の方法

(1) 審議会の会議の公開は、傍聴により行うものとする。

(2) 傍聴に係る手続及び遵守事項等について規定した「奈良県消費生活審議会傍聴要領」を、別紙のとおり定める。

(3) 傍聴に係る手続は、(2)の「奈良県消費生活審議会傍聴要領」に基づき行うものとする。

4 議事録等の公開

(1) 会議を公開とした場合

- ① 「議事録」を奈良県ホームページに掲載する。
- ② 「議事録」の原本を審議会の庶務において、一般の閲覧に供する。
- ③ 「議事録」の様式については、審議会の庶務に一任する。

(2) 会議を非公開とした場合

- ① 「会議の概要」を奈良県ホームページに掲載する。
- ② 「会議の概要」を審議会の庶務において、一般の閲覧に供する。
- ③ 「会議の概要」には、非公開の理由を明記する。
- ④ 「会議の概要」の作成については、会長に一任する。
- ⑤ 「会議の概要」の様式については、審議会の庶務に一任する。
- ⑥ 「議事録」については、会議を非公開とした場合においても作成するが、公表しない。

5 適用期日

平成20年 月 日以後に開催する会議から適用する。

奈良県消費生活審議会傍聴要領（案）

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、許可を得た上で、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者の定員は、原則として10名とします。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設けます。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する場合は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (2) 旗、のぼり、プラカード、鉢巻き、ゼッケンその他これらに類するものを携帯し、又は着用しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合は、この限りではありません。
- (6) 携帯電話等を使用しないこと。
- (7) 非公開となる議題の審議にはいる場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2に違反したときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者が2の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。
- (4) 会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。